

令和4年4月27日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】イード前の青空市場（ハブタ）及びイード期間中の注意喚起等

【ポイント】

○イード前の青空市場（ハブタ）周辺やイード期間中は大混雑が生じる可能性もあり、ご移動に際しては十分ご注意ください。

○若干ですがデング熱症例がオマーンでも確認されております。念のため、蚊にさされないよう注意してください。

【本文】

1 イード前の青空市場（ハブタ）及びイード期間中の注意喚起

5月1日から5日まで、当国のラマダン明け祭（イード・アル・フィトル）における公休日となることが発表されています。当国では、2020年2月に新型コロナウイルスの感染が始まって以降、ロックダウンなどの行動制限措置が続き、イード前の青空市場（ハブタ）の開催、イード期間中のいかなる集会も禁止されておりました。今年のイードに際しても高等委員会は引き続き集会等を禁止しておりますが、ハブタは許可されており、多くの人々が2年ぶりにイードを祝おうとする雰囲気にあることが報じられています。

現時点では、大規模な祝賀行事が開催されるとの情報には接しておりませんが、ハブタ周辺で混雑が発生する可能性もあります。人々が密集する場所は、新型コロナウイルス感染対策のためにも引き続きできるだけ近寄らないようご注意ください。ハブタは、ラマダン最終日3日前の4月29日（金）から、主に地方都市で開催されます。

また、イード期間中は、オマーンの人々は、親戚、友人への挨拶や地方都市への観光に出かけることが恒例となっており、普段とは違う人・車両の流れに遭遇しますので、ご移動に際しても、十分ご注意ください。

なお、外務省海外安全ホームページにおける「ラマダン月及びイード期間中の注意喚起」もご参照下さい（以下リンク）。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C027.html

2 デング熱感染の注意喚起

4月7日、オマーン保健省ツイッターは、マスカット県、北バーティナ県、南バーティナ県において、76件以上のデング熱症例が確認されたとして、感染予防と感染症を媒介する蚊（主にネッタイシマカやヒトスジシマカ）の駆除を呼びかけています。

デング熱は現在、128ヶ国以上で確認されており、オマーンでは2018年12月に初めて症例が確認されましたが、2019年に一旦撲滅されております。デング熱は、蚊に刺されることによって感染する疾患で、急激な発熱に始まり、発疹、頭痛、骨関節痛、嘔気・嘔吐などの症状が見られます。通常、発症後2～7日で解熱し、発疹は解熱時期に出現します。オマーン保健省に照会したところ、顕著な感染拡大や重篤化といった状況にはないとのことでしたが、デング熱患者の一部はまれに重症化し

て Dengue 出血熱や Dengue ショック症候群を発症し、その際早期に適切な治療が行われなければ死に至ることもあります。

屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊にさされないよう注意してください。

(参考リンク)

(1) 日本国厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000131101.html#:~:text=%E3%83%87%E3%83%B3%E3%82%B0%E7%86%B1%E3%81%AF%E3%80%81%E8%9A%8A%E3%81%AB%E5%88%BA%E3%81%95%E3%82%8C,%E6%99%82%E6%9C%9F%E3%81%AB%20%E5%87%BA%E7%8F%BE%E3%81%97%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82>

(2) オマーン保健省 ツイッター

オマーン保健省会合

<https://twitter.com/OmaniMOH/status/1512063962807865348>

治療法

<https://twitter.com/OmaniMOH/status/1515929873340055554>

蚊の生態

https://twitter.com/dghs_muscat/status/1513206657899184129/photo/2

感染予防

https://twitter.com/dghs_muscat/status/1518079655236059137/photo/2

蚊の駆除

https://twitter.com/dghs_muscat/status/1517047865465577472/photo/2

(3) 欧州疾病予防管理センター HP

Dengue 熱の世界的な概観

<https://www.ecdc.europa.eu/en/dengue-monthly>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館領事班

－住所：Villa No.760、Way No. 3011、Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、Shati Al-Qurum

－電話：(+968) 24601028

－FAX：(+968) 24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>